

第4回会合 協議結果

1 会派分と議員分の配分

各会派の裁量に委ねるとする意見と現行どおりとする意見があり、論点を整理のうえ次回会合で結論を得ることとした。

これについては、「将来的には支給対象を会派のみとしてはどうか」とする調査会の提言も念頭に置きながら検討された。

まず、会派分については、今日の議会活動においては会派や会派活動が重要な位置を占めていること、いわゆる「第二の報酬」との批判を受けないためにも会派にウエイトを置くほうが県民の理解を得やすいこと、事務処理の煩雑さを解消するためにも有効であること、等から必要性が指摘された。

一方、議員分については、議員は個人として選挙で県民の評価を受けており、個人が重要な存在であること、議員活動の基礎となる部分としてどうしても必要であること、議員は個人で調査や提言を行うことが本来の姿であること、等から必要性が指摘された。

これらを踏まえて、会派が配分を決定できるようにすることの是非が検討されたが、会派の役割を重視してこれを認める意見と、配分割合は議会ですべてであるべきとの意見があり、また、法改正による政務活動の範囲が不明確な状況では議論しにくいとの意見もあって、結論に至らなかった。

2 政務調査活動の成果

施行規程に定める様式は変更せず、ガイドラインの運用の中で議員や会派が自主的に目的、成果を分かりやすく記載することとした。

多額の公金の交付を受ける以上、用途や成果を説明すべきであることは当然である。

しかし、内容によってはすぐに成果が出ない場合や個々に成果を示すことが難しい場合もあり、また、この事務処理に多くの時間を取られ、本来の議員活動に影響が出ることも避けねばならない。

施行規程に定める様式（実施概要報告書や旅費等計算書等）は現行のもので役割を果たしていると考えますが、議員によって記載の丁寧さが異なるためにバランスの悪さを感じる県民もあると思われる。

したがって、ガイドラインの運用の中で、議員や会派ができるだけ県民に目的やその成果が伝わるよう、分かりやすい記載に努めることが必要である。

3 情報公開と説明責任

県議会ホームページでの公開内容は現状どおりとし、議員個々による自発的な情報公開に努めることとした。

収支報告書及び証拠書類をすべて議会図書室で閲覧に供している中で、ホームページではどこまで公開すれば説明責任が果たせるのかということであり、現状どおりでよいと判断した。

また、議員個々による情報発信については、議員によってその形態がさまざまであることから、ワーキンググループで決定すべきものではなく、例えば、ホームページや広報紙などによる自発的な情報公開に努めることとした。

4 事務の煩雑さ

定期的な事務局への事務処理の相談について、座長から次回会合でガイドラインの改正案を提案することとした。

現行のガイドラインでも規定されている事務局への定期的な相談が必ずしも徹底されていない。

提出書類を減らすことはできない中で、負担を軽減し、効率的に事務処理を行うためには、会派を中心に努力する必要がある。これまでの反省も踏まえて、座長から次回会合でこの点に関するガイドラインの改正案を示すこととした。